⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	5,001,162	5,001,162	—
⑵　金銭等の信託			
売買目的有価証券	100,176,959,826,521	100,176,959,826,521	—
満期保有目的債券	13,434,198,931,174	13,920,805,049,395	486,606,118,221
資　産　計	113,611,163,758,857	114,097,769,877,078	486,606,118,221

「運用寄託金」は、時価開示の対象としておりません（（注２）参照）

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　金銭等の信託

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格（主として取引価格）によっております。なお、満期保有目的債券で時価のあるものに関する注記事項については、以下のとおりとなっております。

満期保有目的債券で時価のあるもの（平成24年３月31日）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	13,386,191,111,954	13,873,701,915,150	487,510,803,196
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	48,007,819,220	47,103,134,245	△　904,684,975
合　計	13,434,198,931,174	13,920,805,049,395	486,606,118,221

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融負債

（単位：円）

	貸借対照表計上額
運用寄託金	110,456,715,063,201

「運用寄託金」は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金であり、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難なことから、時価開示の対象とはしておりません。

９．独立行政法人通則法第46条の２第２項に係る不要財産に係る国庫納付等

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額（譲渡時）
日野職員宿舎	職員宿舎	神奈川県横浜市	建物	3,095,200円
			土地	64,200,000円

⑵　不要財産となった理由

第２期中期計画において「現在保有する全ての宿舎を売却する。」とされているため。

⑶　国庫納付等の方法

譲渡収入による現金納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

67,100,000円

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額

なし

⑹　国庫納付等の額

67,100,000円

（厚生年金勘定を通じた納付額：62,939,800円、国民年金勘定を通じた納付額：4,160,200円）

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成23年10月14日

⑻　減資額

なし

10．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

（承継資金運用勘定の廃止について）

年金積立金管理運用独立行政法人法附則第３条第１項の規定により承継した資金の管理及び運用（同法附則第８条に規定する承継資金運用業務）に係る経理を行っておりました承継資金運用勘定については、平成22年度で業務を終えたことから、同法附則第12条の規定に基づき、平成23年４月１日に廃止し、当該勘定に属する資産及び負債は同日に総合勘定に帰属させております。

総合勘定に帰属した、承継資金運用勘定における平成22年度末の繰越欠損金2,990,675,326,801円については、同法施行令附則第11条の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより、厚生年金勘定の積立金2,790,753,197,000円及び国民年金勘定の積立金199,922,129,801円を減額して処理しております。

附属明細書

１．各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

⑴　各勘定の経理の対象

ア　厚生年金勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第１号の規定に基づく、厚生年金積立金の管理に係る経理

イ　国民年金勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第２号の規定に基づく、国民年金積立金の管理に係る経理

ウ　総合勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第３号の規定に基づく、厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに同法第18条に規定する業務に必要な事務に係る経理

⑵　勘定相互間の関係

年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第１項において、独立行政法人通則法第44条第１項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとされています。

また、年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第２項において、独立行政法人通則法第44条第２項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとされています。